○農林水産省告示第二千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町馬路谷奥二四の一〇・二四の一二・二七の五・二九の二・二九の四・三一の八・四一の六（以上七筆国有林）、二四の一、二四の九、二七の二、二九の一、二九の三、三〇、三一の三、三一の六、四〇の三、四〇の四、四一の一から四一の四まで、池田町西山岡田三五〇の四、三五〇の五、三五一の二、三五一の四、岸端二三二六の一から二三二六の三まで、二三二七の一、二三二七の三、二三三〇の四、二三三三、二三三四の一から二三三四の三まで、二三三五の一、二三三五の二、二三三六、二三四五の一、二三四六、二三四八の四、二三五一、二三五二の一、二三五二の三、二三五四、二三五九、乳ノ木道北九〇六の一、九〇六の二、堂附五二六の一から五二六の七まで、床西三一六〇の一、三一八九、三二〇〇の一、三二〇二の一から三二〇二の三まで、三二二一、流畑三〇六五、三〇六七から三〇六九まで、三〇七〇の一から三〇七〇の四まで、三〇七一の一から三〇七一の三まで、三〇七二、三〇七三、三〇七四の一、三〇七五の一、三〇七六の一、三〇七七、三〇七八の三、三〇七八の四、西谷九三九の一〇、九五五の八、九五五の九、九六一の四、東内四七八の一から四七八の四まで、引地ケ尾三二二二の三、三二二二の五、三二二四、三二五〇の五、三二五〇の一七、三二五〇の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷樫尾二八の六・二八の七（以上二筆国有林）、二一〇、二五、二七の一、二七の二、二八の一から二八の三まで、三五の一から三五の三まで、四七の一、四七の二、五三の一、五三の二、七一の一、七一の二、七二、八〇、八七、八八、九〇の一、九一、東祖谷久保九〇五の九・九〇五の一〇・九〇五の一三・九〇五の一五・九四〇の一・九四〇の四・九四〇の六・九四〇の八から九四〇の一〇まで・九四一の五から九四一の八まで（以上十四筆国有林）、九〇五の一から九〇五の四まで、九〇五の六から九〇五の八まで、九四〇の二、九四〇の三、九四〇の五、九四〇の七、九四一、九四一の二から九四一の四まで、九四二の一、九四二の二、九四三の一、九五四、三野町太刀野山字日浦九八八の一、三野町太刀野字切谷一九二七、東祖谷大西一五一の六、一五一の一〇、一五一の一一、一五一の一四、一五一の一五、一五一の一七から一五一の二一まで、一五二、一五三の一、一五三の三から一五三の八まで、一五四の一、一五四の三、一五五の一、一五六の三、一五七の一、一五七の三、一五七の五、一五八の一、一五八の三、一五九の一、一五九の三、一六〇、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三、一六四の一、一六四の二、一六五、一六七の一、一六七の二、一六八から一七二まで、一七三の一、一七三の二、一七四の一、一七四の二、一七五の一、一七六の二、二四五、東祖谷若林一九三の一から一九三の三まで、二一一の三、二一二の一、二一二の二、二一二の三、二一五の三、二一五の四、二一五の九、二一五の一〇、二一五の一二、二一五の一三、二一五の一七、二一八の一、二一八の一六、二一八の一七、二一八の二一、二一八の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
414561	鈴木　栄二
414563	阿蘇　拓也
414565	市場谷　司
414567	岩岡健太郎
414569	岡田　達彦
414571	沖野　光伸
414573	菊池　寛樹
414575	久保田晋悟
414577	栗井　康敬
414579	齋藤　優太
414581	高木　勇二
414583	宅見　亮介
414585	田原慎太郎
414587	中川　真一
414589	中原　誠
414591	濱　正和
414593	人見健次郎
414595	宮川　昌也
414597	諸橋甚太郎
414599	阿部健太郎
414601	磯谷　友也
414603	入澤　俊太
414605	大坪勇次郎
414607	亀山　昌司
414609	工藤　一歩
414611	新庄　広和
414613	鈴木　啓
414615	髙橋　理之
414617	戸田　一樹
414618	中村　則之
414619	鉢嶺　公喜
414621	藤木　史直
414623	村上　孝優
414625	矢代　淳
414627	石垣　長秀
414628	尾崎　裕介
414629	髙橋　俊博
414630	坂本　大輔
414631	雲　吉輝
414632	宮本　彩
414633	小川　富也
414634	真田悠太郎
414635	藤枝　高弘
414636	近藤　弘明
414637	寺井　健司
414638	橋本　満
414639	鈴木　貴之
414640	大道　崇功
414641	丸山　智範
414642	小管　勇輝
414643	堀川　浩二
414644	松岡憲一郎
414645	芳野　剛
414646	松村　洋平
414647	長谷川　聡
414648	武田　直子
414649	浅原　孝則
414650	宮本　成礼
414651	伊藤　憲司
414652	小西池夏帆
414653	坂井　智行
414654	梶　奨太
414655	谷田　匠
414656	中川　新悟
414657	小泉　博史
414658	西嶋　聖矢
414659	浜口　太郎
414660	正村　義明
414661	望月　一樹
414662	山崎　将一
414663	石神　大輔
414664	伊藤　慎一郎
414665	江口　泰史
414666	尾崎　友彦
414667	木村　吉宏
414668	窪村　武
414669	菅野　宗孝
414670	反町　悠子
414671	谷内　厚介
414672	中村　則之
414673	福島　耕太
414674	藤村　真斗
414675	目取眞佳樹
414676	南田　翔平
414677	久保　武志
414678	髙橋　俊博
414679	雲　吉輝
414680	宮本　彩
414681	小川　富也
414682	真田悠太郎
414683	藤枝　高弘
414684	近藤　弘明
414685	寺井　健司
414686	橋本　満
414687	鈴木　貴之
414688	大道　崇功
414689	丸山　智範
414690	小管　勇輝
414691	堀川　浩二
414692	松岡憲一郎
414693	芳野　剛
414694	松村　洋平
414695	長谷川　聡
414696	武田　直子
414697	浅原　孝則
414698	宮本　成礼

○経済産業省告示第二百五十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年十一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	（変更後）
406036	天満　正俊
409064	加茂　雅美
412076	霜田　亮

登録番号	（変更前）
406036	西川　正俊
409064	豊田　雅美
412076	田中　亮